

③ 中小企業金融を中心とした過度の不動産担保や人的保証への依存から脱却するため、資金の出し手、取り手双方において、リスクへの対応を多様化する。

④ 政策支援については、中小企業の金融セーフティネットの充実など中小企業対策の拡充と併せ、中堅企業や、事業再生・産業再編、創業・開業、新たな資金調達手法など、幅広い産業活動に対応し、政策支援対象を多様化する。

(3) 産業金融が円滑に機能するためには、上記の多様な資金の流れの整備やリスク管理に向けた取組はもとより、市場の公正性、透明性を確保し、資金の出し手である投資家に対し、適切に保護を行うことにより投資家の信認を得ることが重要である。

II. 各 論

1. 多様な資金の流れの整備

－産業金融の担い手・手法の多様化－

(1) 信託制度の整備を通じた金融の活性化

信託業法を改正し、信託業の担い手や受託可能財産の範囲の拡大など信託制度の整備を図る。これにより、市場型間接金融